高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県条例第18号

# 高知県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 基本方針(第4条)
- 第3章 設備及び運営に関する基準 (第5条-第22条)
- 第4章 雑則 (第23条)

附則

#### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。) 第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定め るものとする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法 及び障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平 成18年厚生労働省令第175号)において使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

- 第3条 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
  - (1) 法第80条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に 従い定める基準 第11条及び第12条第2項の規定による基準
  - (2) 法第80条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に 従い定める基準 第15条、第18条及び第20条の規定による基準
  - (3) 法第80条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第9条の規定による基準
  - (4) 法第80条第2項各号(第2号を除く。)に掲げる事項以外の事項について同項の 厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章に定める基準のう ち、前3号に定める規定による基準以外のもの

### 第2章 基本方針

(基本方針)

- **第4条** 地域活動支援センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。) の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めな ければならない。
- 3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町 村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供

する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置 その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置 を講ずるよう努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

(運営規程)

- **第5条** 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類 及びその額
  - (5) 施設の利用に当たっての留意事項
  - (6) 非常災害対策
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項 (非常災害対策)
- 第6条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震(高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例(平成20年高知県条例第4号)第2条第1号に規定する南海地震をいう。)その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要 を当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第7条** 地域活動支援センターは、利用者に対してサービスを提供した際は、当該サービスを提供した日、その内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

- **第8条** 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備して おかなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を 整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 前条に規定するサービスの提供の記録
  - (2) 第19条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
  - (3) 第20条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2 項の記録

(規模)

**第9条** 地域活動支援センターは、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第10条 地域活動支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、

他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所
- (2) 便所
- 2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
  - (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員配置の基準)

- 第11条 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。
  - (1) 施設長 1
  - (2) 指導員 2以上
- 2 前項第1号の施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域 活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる ものとする。
- 3 第1項第1号の施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- **第12条** 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(同項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等)

- **第13条** 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者等に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者等に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

- **第14条** 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並び に製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

**第15条** 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

**第16条** 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- **第17条** 地域活動支援センターは、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (秘密保持等)
- **第18条** 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 地域活動支援センターは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなら ない。

(苦情への対応)

- **第19条** 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録 しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、知事又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、知事又は市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項 の改善の内容を報告しなければならない。
- 5 地域活動支援センターは、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営 適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定に基づく あっせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

- **第20条** 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(県内産農林水産物等の使用)

- **第21条** 地域活動支援センターは、利用者に対して食事を提供する場合は、県内で生産された農林水産物(以下この条において「県内産農林水産物」という。)及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。(暴力団の排除)
- 第22条 地域活動支援センターの設置者、施設長その他当該地域活動支援センターの業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)(次項において「設置者等」という。)は、暴力団員等(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であってはならない。
- 2 地域活動支援センターの設置者等は、暴力団(高知県暴力団排除条例第2条第1号に 規定する暴力団をいう。次項において同じ。)又は暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有してはならない。

3 地域活動支援センターの運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又 は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

## 第4章 雜則

(委任)

**第23条** この条例に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条(防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。)、第21条及び第22条の規定は、平成25年4月1日から施行する。